

2.参考資料

(1) 松保護士資格養成事業について

マツが急激かつ大量に枯死するマツ材線虫病による深刻な松枯れ問題に対し、我が国では昭和 52 年から「松くい虫防除特別措置法」（昭和 62 年から松くい虫被害対策特別措置法）、平成 9 年から「森林病虫害等防除法」に基づき各種の防除措置を実施してきました。その結果、松くい虫による被害は最盛期に比べるとかなり減少してきています。しかしながら、被害量の一層の減少と地域的な拡大を防ぐためには、引き続き被害状況に即して徹底した防除活動を推進することが必要であり、その被害の特性から、国、都道府県、市町村、個別の松林管理者及び地域住民等の関係者が一体となって、総合的かつ持続的に取り組むことが重要です。

特に、こうした取り組みを効果的に進めるためには、松くい虫防除関係の諸制度から現場技術に至る広範で高度な専門知識・技術に精通し、各地における防除活動の的確な指導とともに、松くい虫被害の深刻さや防除対策の緊急性等について社会の理解を深めるための普及啓発活動を積極的に行うことができる人材を計画的に育成確保していく必要があります。

このため、一般財団法人日本緑化センターにおいては、平成 15 年度から松くい虫防除対策等についての知識・技術を有する専門技術者を養成する「松保護士資格養成事業」を実施しており、2026 年 2 月 27 日付で「国土交通省登録技術者資格（品確技資第 403 号 公園施設（樹木）点検、第 404 号 公園施設（樹木）診断）」に登録されました。

(2) 松保護士の役割について

「松保護士」は当センターが認定している松保護に関する専門家資格となります。

「松保護士」の役割は、全国に流行して松を枯らしているマツ材線虫病について正しい知識を持ち、被害現場に適した防除対策を考え、実際に作業指導を行うことのできる専門家のことです。ただし、松保護士の役割はマツ材線虫病から松を守るだけにとどまらず、私たちの生活と松との関わりなどを地域の人々に幅広く伝えていくことが期待されています。

令和 8 年 4 月現在、全国で 488 名（男性 448 名、女性 40 名）の松保護士の皆様が、地域で愛されてきた松原や老松を守るとともに、松についての様々な知識の普及・啓発のために日々活躍されています。

(3) 松保護士都道府県別登録者数（令和8年4月現在）

都道府県名	登録者数	都道府県名	登録者数	都道府県名	登録者数
北海道	6	石川県	9	岡山県	1
青森県	27 (3)	福井県	12 (1)	広島県	4
岩手県	9 (1)	山梨県	4	山口県	10 (1)
宮城県	5	長野県	19 (2)	徳島県	1
秋田県	3	岐阜県	7 (1)	香川県	4
山形県	12 (1)	静岡県	23 (2)	愛媛県	2
福島県	7	愛知県	20 (4)	高知県	2
茨城県	8 (2)	三重県	9	福岡県	35 (1)
栃木県	4	滋賀県	6	佐賀県	5
群馬県	10 (1)	京都府	7 (1)	長崎県	
埼玉県	26 (2)	大阪府	21 (2)	熊本県	5
千葉県	24 (1)	兵庫県	20 (2)	大分県	2
東京都	48 (5)	奈良県	4	宮崎県	15
神奈川県	20 (4)	和歌山県	6 (2)	鹿児島県	1
新潟県	7 (1)	鳥取県	1	沖縄県	7
富山県	3	島根県	6	外国	1
※ () 内は女性数				合計	488 (40)

(4) 松保護士講習会年度別登録者数（令和8年4月現在）

講習会年度	登録年月	期	登録番号	登録者数
平成 15 年度	平成 16 年 4 月	1	1～102	18
平成 16 年度	平成 17 年 4 月	2	103～155	19
平成 17 年度	平成 17 年 12 月	3	156～198	14 (1)
平成 18 年度	平成 18 年 12 月	4	199～259	24 (3)
平成 19 年度	平成 19 年 12 月	5	260～315	24
平成 20 年度	平成 20 年 12 月	6	316～347	13 (1)
平成 21 年度	平成 21 年 12 月	7	348～381	16
平成 22 年度	平成 22 年 12 月	8	382～424	14 (1)
平成 23 年度	平成 23 年 12 月	9	425～454	17
平成 24 年度	平成 24 年 12 月	10	455～484	16
平成 25 年度	平成 25 年 12 月	11	485～519	20 (2)
平成 26 年度	平成 26 年 12 月	12	520～567	19 (1)
平成 27 年度	平成 27 年 12 月	13	568～610	25 (1)
平成 28 年度	平成 28 年 12 月	14	611～665	39 (4)
平成 29 年度	平成 29 年 12 月	15	666～720	47 (4)
平成 30 年度	平成 30 年 12 月	16	721～754	26 (2)
令和元年度	令和元年 12 月	17	755～789	20 (3)
令和 3 年度	令和 3 年 12 月	18	790～810	21 (1)
令和 4 年度	令和 4 年 12 月	19	811～844	34 (5)
令和 5 年度	令和 5 年 12 月	20	845～861	17 (2)
令和 6 年度	令和 6 年 12 月	21	862～881	20 (2)
令和 7 年度	令和 7 年 12 月	22	882～906	25 (7)
合 計				488 (40)

※ 松保護士資格は5年毎に登録の更新が必要

※ () 内は女性数